

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案の概要

令和4年3月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

職業能力開発促進法施行規則の一部改正について（案）

技能検定の職種及び試験内容について、近年の産業技術の動向等を踏まえ、職種の 신설・廃止、作業の追加・廃止並びに試験科目及びその範囲等の見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの。

1 放電加工職種

放電加工職種

- ・形彫り放電加工
- ・数値制御形彫り放電加工
- ・ワイヤ放電加工

非接触除去加工職種(名称変更)

- ・形彫り放電加工
- ・数値制御形彫り放電加工
- ・ワイヤ放電加工
- ・レーザー加工(追加)

レーザー加工機外観



☆名称の変更、作業の追加等

- ・近年、レーザー技術を使用した3Dプリンタが世界的に注目を集めている。
- ・市場動向を見ても、レーザー・光化学分野における機器・装置の出荷額等が増えているほか、炭酸ガスレーザーからファイバーレーザーへの移行が進んでレーザーガスが不要になり、低コスト化が進むなど、産業分野として成長を続け、技能が進展している。
- ・業界からは、レーザー加工機を適切に操作できる技能者養成のための技能検定化が要望されている。
- ・上記を踏まえ、職業能力開発専門調査員会における検討結果に基づき、職種名を「非接触除去加工」に変更するとともに、同職種の1級及び2級の学科及び実技試験の試験科目に「レーザー加工」作業を追加する。
- ・これに伴い、1級及び2級技能士コースの短期課程の普通職業訓練について、「放電加工科」を「非接触除去加工科」に見直しする。

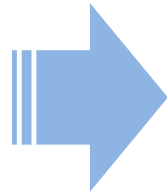
職業能力開発促進法施行規則の一部改正について（案）

2 電気機器組立て職種

電気機器組立て職種

- ・回転電機組立て
- ・変圧器組立て
- ・配電盤・制御盤組立て
- ・回転電機巻線製作

・シーケンス制御



電気機器組立て職種

- ・回転電機組立て
- ・変圧器組立て
- ・配電盤・制御盤組立て
- ・回転電機巻線製作

シーケンス制御職種(新設)

・シーケンス制御(新設)

PLC機器

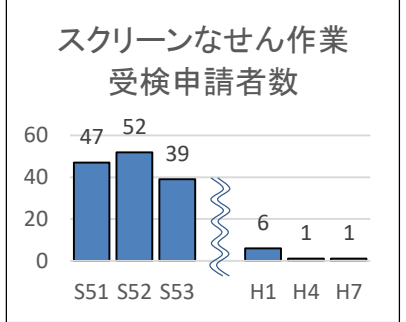
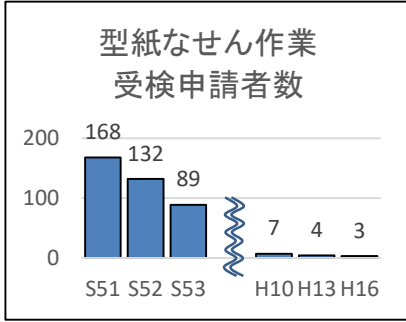
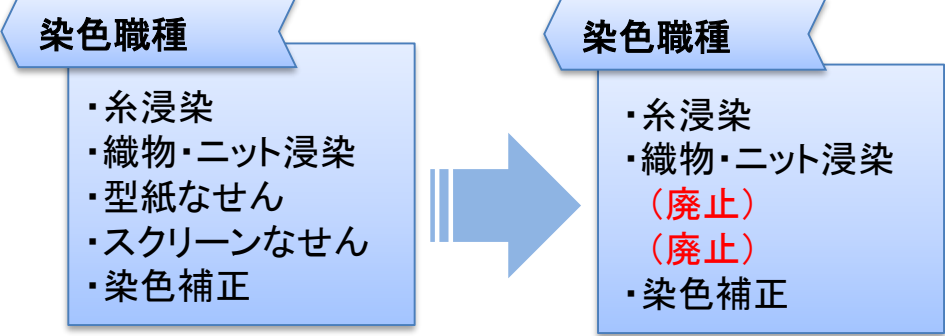


☆ 職種の新設（既存作業の職種化）

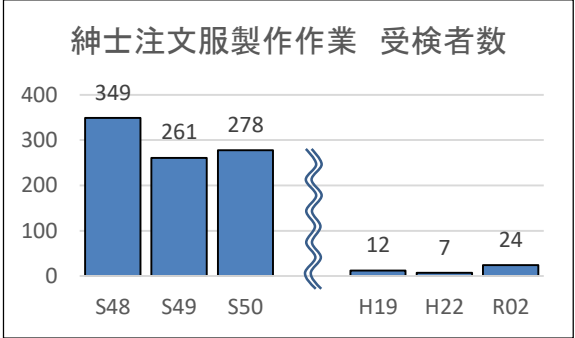
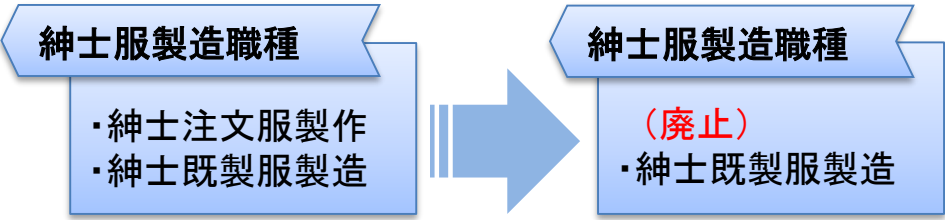
- ・シーケンス制御法は、生産設備等の機械に行わせる動作を、ラダー図と呼ばれるプログラムを使用するPLC (Programable Logic Controller) を用いることによって自動制御化する技術である。
- ・今般、より専門性の高い試験問題とするため、職業能力開発専門調査員会における検討結果に基づき、シーケンス制御作業を職種として独立させ、「シーケンス制御」職種として1級及び2級の学科及び実技試験の試験科目に「シーケンス制御法」及び「シーケンス制御作業」を新設する。
- ・これに伴い、1級及び2級技能士コースの短期課程の普通職業訓練について、「シーケンス制御科」を設ける。

職業能力開発促進法施行規則の一部改正について（案）

3 染色職種



4 紳士服製造職種



☆ 作業の廃止

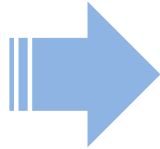
- ・ 染色職種の「型紙なせん」作業及び「スクリーンなせん」作業並びに紳士服製造職種の「紳士注文服」作業の受検者数が減少し、試験の休止が続く中、受検者の回復も見込めないことから、作業の統廃合等に係る検討対象の選定基準（H24.11.13技能検定職種の統廃合等に関する検討会）に基づきこれらの作業を廃止し、1級及び2級の学科及び実技試験の範囲を削除する。
- ・ これに伴い、1級及び2級技能士コースの短期課程の普通職業訓練について、該当教科を削除する。

職業能力開発促進法施行規則の一部改正について（案）

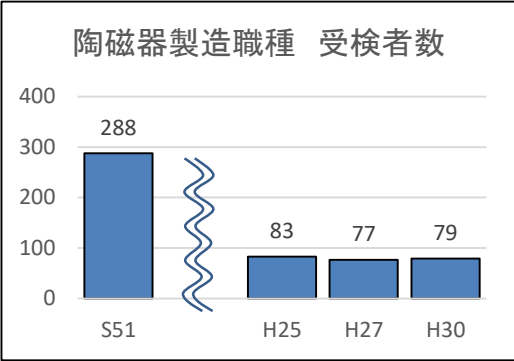
5 陶磁器製造職種

陶磁器製造職種

- ・絵付け
- ・原型製作



(廃止)



☆ 職種の廃止

- ・工場の海外移転等により業界全体で就業者が減少する中、受検者数も減少し、令和元年度技能検定職種の統廃合等に関する検討会において職種廃止の方針が示されたことを踏まえ、「陶磁器製造」職種を廃止する。
- ・これに伴い 1 級及び 2 級技能士コースの短期課程の普通職業訓練について、「陶磁器製造科」を廃止する。

6 プリント配線板職種

7 ブロック建築職種

☆ 実技試験及び学科試験の試験範囲の見直し

- ・CAD導入等新しい技術導入の進展や、使用されなくなった技術、材料等の現状を踏まえ、職業能力開発専門調査員会における検討結果に基づき、「プリント配線板」職種の 1 級及び 2 級の実技試験の試験範囲を見直す。
- ・日本建築学会建築工事標準仕様の変更に伴い、「ブロック建築」職種の 1 級、2 級及び 3 級の学科試験の範囲を見直す。

【公布日】 令和4年4月1日

【施行期日】 令和4年4月1日。ただし、1及び2は令和5年4月1日